

## 改正の概要

### 警備業法施行規則等の改正の概要について

#### 警備業法施行規則の改正について

(令和 6 年6月27日施行)

- 第25条（死亡等の届出）について、これまでは任意の様式であったところ、改正により、同規則別記様式第 8 号の 2 として新たに様式が定められた。
- 第60条（機械警備業務管理者の選任）について、これまでは基地局ごとに専任の機械警備業務管理者を置かなければならないとされていたが、改正により、当該 2 以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が5,000以下であり、かつ、管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして、基地局所在の都道府県公安委員会の承認を受けたときは、専任の機械警備業務管理者を置くことを要しない（兼任が可能）とされた。また、同改正を受け、規則別記様式第18号の機械警備業務開始届出書及び同規則別記様式第19号の機械警備業務変更届出書が新様式となった。なお、旧様式については、当分の間、改正後の様式によるものとみなすこととされた。

#### 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の改正について

(令和 6 年6月27日施行)

- 警備員指導教育責任者新規・追加講習、警備員指導教育責任者現任講習、機械警備業務管理者講習をオンラインで行うことが可能となった。  
また、警備員指導教育責任者新規・追加講習及び機械警備業務管理者講習の修了考査について、電子計算機等を使用する方法により行うことが可能となった。

#### 警備員等の検定等に関する規則の改正について

(令和 6 年6月27日施行)

- 都道府県公安委員会の行う直接検定の学科試験、登録講習機関の行う講習会の学科試験を電子計算機等を使用する方法により行うことが可能となった。  
登録講習機関の行う講習会のうち、学科講習についてオンラインで行うことが可能となった。
- 規則別記様式第 6 号で定められた合格証明書から住所表記がなくなる。  
※ 同改正規則の施行に伴い、
  - ・ 改正規則の施行後は、住所表記のない合格証明書を交付する。
  - ・ 旧様式の合格証明書に係る表記住所に変更が生じた者については、書換えを要さない。
  - ・ 旧様式の合格証明書から新様式の合格証明書（住所表記のないもの）に書換えを希望する者については、通常の手数料（2,200円）で受け付ける。
 といった措置をとることになる。

第●●号

合格証明書  
警備業務の種別及び検定の区分  
施設警備業務 2 級

住所 ●●  
氏名 ●●  
(年 月 日生)

年 月 日

●●公安委員会

合格証明書  
(旧様式)



第●●号

合格証明書  
警備業務の種別及び検定の区分  
施設警備業務 2 級

氏名 ●●  
(年 月 日生)

年 月 日

●●公安委員会

合格証明書  
(新様式)

住所  
表記  
なし

# 風営法施行規則の改正の概要について

## 風営法施行規則の改正について

(令和6年6月27日施行)

- 第1条第3項（許可申請書の提出）  
2店舗以上の申請書若しくは届出書を同時に提出する場合の添付書類について、「管理者の氏名若しくは住所」について、同一の内容となる書類についてはいずれか1通に添付することとされた。
- 第37条（管理者の業務）  
これまでは、「営業所ごとに専任の管理者を置くこと」とされていたが、2店舗以上の営業所が近接していることや、その間を客が自由に往来できるものである場合において、管理者の業務の適正な実施に支障がないときは兼任することができることとされた。
- 第97条（特定遊興飲食店営業に係る営業所の管理者の選任等）  
準用規定
- 前記改正に伴い、規則別記様式第1号（風俗営業）許可申請書、規則別記様式第11号（風俗営業）変更届出書及び規則別記様式第40号（特定遊興飲食店営業）の許可申請書が新様式となった。  
なお、旧様式については、当分の間、改正後の様式によるものとみなすこととされた。